

## 人権意識（差別意識）の測定と人権学習・啓発の課題

神原 文子

### 1 人権意識調査のねらい

人権に関する意識調査を実施するねらいは、「当市における今後の人権施策を進めるうえでの基礎資料として活用するため」である。

とはいえ、「人権施策を進めるうえでの基礎資料」として、どのようなデータが必要なのかという点については、必ずしも明確ではない。

そこで、人権施策を進めるうえで必要な基礎資料とは何かを挙げると、以下のようになる。

#### ① 市民の人権意識の実態を捉えた資料

市の人権施策を進めるうえで、まず、市民の人権意識の実態を捉える必要がある。

市民の人権意識の実態を捉えるための最もオーソドックスな手法が市民を対象とした人権意識調査である。そして、人権意識調査によって市民の人権意識の実態を捉えるためには、言うまでもなく、「人権意識」を測ることのできる指標が必要であり、指標に基づく尺度（物差し）が必要である。しかし、実際のところ、人権意識を測定する指標や尺度が、現代社会において確立されているわけではない。これまで、国においても全国各地の自治体においても、幾多の人権意識調査が実施されてきたが、その中で、人権意識を測定するための指標や尺度について、妥当性や信頼性が検討された事例はごく一握りにすぎない。

ほとんどの人権意識調査においては、住民の人権意識の実態を捉えることを目的として、さまざまな人権課題ごとに複数の質問項目が用意されて、4件法や5件法の選択肢への回答が求められている。一応、尺度としての体裁をなしてはいる。しかし、個々の尺度が、人権意識を測るうえで果たしてふさわしい尺度であるかどうか、また、人権意識のどのような特性を測定する尺度なのかといった点について明確にされているわけではない。

尺度としての妥当性や信頼性が検討されないままに用いられてきたのが実態である。

そのため、当市において市民の人権意識の実態を捉えるために、既存の人権意識調査で用いられた尺度をそのまま借用して用いるわけにはいかないのである。人権意識を測定するための信頼できる指標が存在しない以上、人権意識を測定するための指標を考案し、新たに尺度を作成しなければならない。

既存の人権意識調査で用いられた尺度を参考にしながら、人権意識を測るための指標を考案し、尺度を作成する必要がある。

人権意識を測るための指標を作成するにあたり、「人権意識」を測るとは、そもそも、何を測ることなのか、また、人権意識調査を実施するために考案した指標に基づき、作成した尺度が、ねらいどおりに人権意識を測る尺度として妥当なのかどうかという検討が必要なのである。もちろん、人権意識を測る尺度は1つとは限らない。また、個々の人権課題ごとに異なる尺度が必要となることも十分にあり得る。

市民の人権意識の実態を捉えるとは、作成した人権意識の尺度を用いて市民の人権意識の傾向を捉えるということの意味する。

## ② 基本属性の違いによる人権意識の程度の有無を検討した資料

性別、年齢別、職種別、学歴別などの基本属性と人権意識との関連を捉えることである。多くの自治体の報告書において、基本属性と人権意識項目とのクロス集計表が示されている。しかし、クロス集計表をもとに統計的検定を行っているケースはほとんど見当たらない。有意差検定がされないままに、どの項目の数値が高い、あるいは、低いといった解説がされている。このような調査結果によって、人権意識が高いとか低いとかを判断するのは統計的に意味をなさない。しかも、ほとんどの調査報告書では、集計はここまでしかされていない。このような集計結果をもとに、どのように人権施策に活かそうとするのかという点が読めない。厳しいことを言えば、人権施策に活かすために意識調査を実施しているようには見受けられないし、意識調査の結果を人権施策に反映しているようにも見えない。人権意識調査を実施し、報告書をまとめることで完結しているかのような印象を拭えない。

ほとんどの自治体の人権意識調査が、極めてお粗末な分析に終始していることの一因は、人権意識調査における調査票の作成、データ分析、報告書の作成において、人権問題に、ある程度、精通しており、合わせて、社会調査に詳しい専門家が関わっておらず、人権意識の測定尺度を作成することの重要性や、クロス集計における統計的検定の重要性も理解されていないことによると推察される。

基本属性とのクロス集計においては、せめて統計的検定を行って、性差、年齢別の有意差の有無を確認する作業を行う必要がある。その結果を得てはじめて、当自治体の住民の人権意識に見られる傾向を知見として示すことができる。

## ③ 人権意識の高い人びとの特徴、逆に、人権意識の低い人びとの特徴を捉えた資料

人権問題に関わる学習経験、人権侵害の経験と人権意識の高低との関連を捉えることができれば、人権施策に反映することができる。さらに、人権意識にせよ、逆の差別意識にせよ、生育過程の中でどのように習得されたのか、育ちの中でどのような要因が関連したと考えられるのかという点も検討できれば、人権学習の効果を高め、逆に、差別意識の広がりを阻止することにつなげる手がかりになるものと期待される。

## ④ 人権課題は多岐にわたるが、さまざまな人権課題についての人権意識の高低に見られる関連性に関わる資料

従来、多岐にわたる人権意識の相互の関連についてはほとんど検討されることはなく、それぞれの人権課題は、いわば、縦割りの部局で施策が講じられてきた。しかし、実際のところ、個々の人権課題について網羅的に学習したり、啓発を行ったりすることは容易ではない。逆に、いずれかの人権課題について学習すれば、他の人権課題についても意識が高まると言えるかどうかについても、そうとも言い切れない。

当市における人権課題の中で、関連のある人権課題をグループにして、学習や啓発をすることができるかどうか検討することも重要であろう。

## ⑤ 上記の④とも関連するが、複数の人権侵害を被っているような市民の実態を明らかにし、対応を検討するための資料

重複差別の例として、たとえば、被差別部落出身の女性が、職場でハラスメントを被る場合、部落差別なのか、女性差別なのか、おそらく、彼女は相談先に悩むだろう。

実際に、複数の差別を被っている人びとにとって、相談先に悩むことがないように、また、どこに相談しても複数の人権侵害に適切な対応が取られるようにするうえで、実態把握が必要である。

以下では、市民の人権意識（裏返せば、差別意識）の現状を押さえるとともに、人権施策に役立てるための詳細な分析を行う。

## 2 人権意識を測定する

### 1) 人権意識を測定する尺度を作成する手法

市民の人権意識を測るための尺度（物差し）を作るために、本市において、すでに実施された人権意識調査のデータを用いることとする。分析に用いる質問項目は、人権意識を捉えるために用意された指標であり、人権に関する知識、人権全般についての考え方、個別の人権課題ごとの意見、そして、結婚に関する意識と多岐にわたる。

なお、調査票は、既存の人権意識調査に用いられた質問項目などを参照しながら作成したものであり、人権意識を測定する変数として妥当かどうかという検討を行って用いているわけではないことをお断りしておこう。

人権意識を測定する尺度を作成する具体的な手法として、まず、人権意識に関わる質問群に含まれる複数の項目（指標）を、人権意識を測るための変数とみなして、それら変数について、因子分析という多変量解析の手法によって人権意識を測定するのにふさわしいと判断できる変数を選び出す作業から始める。ちなみに、因子分析とは、多変量解析の一種で、変数間の相関関係から潜在的ないくつかの共通因子を抽出し、データ（変数群）を潜在因子に分解する方法であると解説されるが、複数の質問項目の背後に潜む共通因子を見つけ出し、それぞれの共通因子との関連性の高低によって複数の変数を分解する方法とも言い換えることができる。

手順として、因子分析を行うにあたって無回答は分析から省く。また、因子分析を行うに先立って、当初の指標の選択肢はいずれも4件法であるが、各変数の選択肢が、人権意識が低いほうから高いほうに、1, 2, 3, 4となるように並び替えを行うものとする。

なお、人権意識の低さを示すと解される変数には、(逆)の文字を付すことにする。

因子分析の手法は複数あるが、ここでは、オーソドックスな主因子法とバリマックス回転を用いる。各問に含まれる複数の変数について因子分析を行い、有効性の判断基準として、因子分析における共通性が1.000以上であること、いずれかの因子について因子負荷量0.300以上を示していること、しかも、単一の因子にのみに高い因子負荷量を示している項目であること（一義性）、とする。そのため、全変数を用いて因子分析を行った結果、複数の因子に相対的に高い因子負荷量を示す変数は、一義性を欠いているとの判断によって、因子分析から省いて、再度、因子分析を行うという手順を踏むことになる。因子分析の最終的な結果で残った変数は、一義的であると捉えることができる。

因子分析の結果、析出された各因子に名前をつける。

析出された因子に強く反応する変数を組み合わせて尺度を構成する。

尺度を構成する前に、因子分析によって抽出された因子ごとに、各因子に高い因子負荷量を示している変数が尺度として妥当かどうかを検討する必要がある。客観的に捉える目安がクロンバックの信頼性係数である。すなわち、尺度を構成するために用いる項目が一元的な意味を有しているかどうかを判断する基準と言える。経験的に0.6以上であることが望ましいとされている。なお、今回は0.6以上に達していない因子も、他に代替がないことから参考として分析に用いることにする。

各因子に高い因子負荷量を示している項目群の得点の平均値を尺度として用いることとする。そして、各尺度を用いて対象者の得点を算出する。いずれも1点から4点に分布する。

以下では、順に因子分析を行い、分析結果をもとに尺度を構成する。

## 2) 「人権が尊重されている」ことの意味について

「人権が尊重されている」ことの意味に関する6項目について、因子分析を行う。

表1は、用いる変数の度数分布を示す。

表1

「人権が尊重されていること」の理解	合計	そう思う	どちらかと思う	どちらでもない	そうはない	無回答
1 周りの人から思いやりや優しさをかけられること	1420	51.1%	35.8%	7.7%	4.3%	1.1%
2 だれもが最低限の生活が保障されること	1420	66.8%	27.0%	3.8%	1.8%	0.6%
3 だれもが差別されることなく生きやすいこと	1420	77.5%	18.7%	2.3%	1.2%	0.3%
4 競争による勝ち負けがまったくなく、みんな同じ評価がされること	1420	12.8%	17.3%	35.5%	33.7%	0.7%
5 個人としての自由な生き方が尊重されること	1420	57.1%	33.8%	6.5%	1.8%	0.8%
6 人とのちがいが大切にされること	1420	61.3%	30.4%	5.4%	2.5%	0.4%

これら6変数を持ちいて、因子分析を行う。

表2は、因子分析の結果である。

第1因子に、「2 だれもが最低限の生活が保障されること」、「3 だれもが差別されることなく生きやすいこと」、「6 人とのちがいが大切にされること」、「5 個人としての自由な生き方が尊重されること」が高い因子負荷量を示して収斂した。そこで、これらの変数に共通する因子は、人権尊重の意味を理解しているかどうかを示すものと解釈し、「**人権尊重理解**」因子と名付ける。なお、「1 周りの人から思いやりや優しさをかけられること」は、道徳的には意味はあっても、思いやりや優しさは「人権」尊重とは別の観念であると解される。また、「4 競争による勝ち負けがまったくなく、みんな同じ評価

がされること」についても設問としては適切とは言えない。なぜなら、この設問には、「競争による勝ち負けがまったくないこと」の賛否と「みんな同じ評価がされること」の賛否という 2 種の論点が含まれているからであり、社会調査で言うところの「ダブルバーレル質問」であって、回答者が判断に困ることから望ましくない設問と言える。調査票の作成の段階で気づくべきであった。

表 2

「人権が尊重されている」ことへの理解	第1因子	共通性
2 だれもが最低限の生活が保障されること	<b>0.642</b>	0.412
3 だれもが差別されることなく生きやすいこと	<b>0.628</b>	0.394
6 人とのちがいが大切にされること	<b>0.625</b>	0.391
5 個人としての自由な生き方が尊重されること	<b>0.605</b>	0.366
因子寄与率	39.1	
因子累積寄与率	39.1	
クロンバックの信頼性係数	0.719	
因子解釈	<b>人権尊重 理解</b>	

因子抽出法: 主因子法 パリマックス回転

クロンバックの信頼性係数は 0.719 であり、尺度を作成するうえで問題ないと判断できる。

第 1 因子に強い因子負荷量を示している 4 変数について、人権尊重の意味を理解しているほど点数を高くするために、選択肢において、「そう思う」4、「どちらかと言えばそう思う」3、「どちらかと言えばそうは思わない」2、「そうは思わない」1 と点数化し、4 変数への回答の平均値を「**人権尊重理解度**」尺度とする。1 から 4 の値を示すことになる。

### 3) 人権全般についての考え方

人権全般について問う 9 項目の度数分布は、表 3 のとおりである。

因子分析を行うに先立って、上記の 9 変数について選択肢を点数化し、さらに、人権意識が高くなるほど点数が高くなるように選択肢を変更する。

「2 人権学習に参加したいと思う」、「3 自分も気づかないうちに、人を差別してしまうかもしれない」、「4 公共交通機関で、高齢者、障害のある人、妊娠している人、乳幼児連れの人、体調不良の人等に席を譲るようにしている」、「6 差別発言を耳にした場合、やめるように注意したい」、「9 ひとり親家族も多様な家族形態の一つであると思う」については、「そう思う」4、「どちらかと言えばそう思う」3、「どちらかと言えばそうは思わない」2、「そうは思わない」1 とする。

表 4 は、因子分析の最終的な結果である。

表 3

人権全般についての考え方	合計	そう 思う	ど え ち 思 う ば ら さ か う と	ど え ち 思 わ な い ば ら さ か う と	そ う は 思 わ な い	無 回 答
1 差別の原因は、差別をされる人の側にもある	1420	6.0%	23.3%	37.2%	32.5%	1.0%
2 人権学習に参加したいと思う	1420	7.2%	30.3%	38.8%	22.7%	1.0%
3 自分も気づかないうちに、人を差別してしまうかもしれない	1420	21.1%	57.0%	15.1%	5.8%	1.0%
4 公共交通機関で、高齢者、障害のある人、妊娠している人、乳幼児連れの人、体調不良の人等に席を譲るようにしている	1420	55.3%	40.1%	3.7%	0.5%	0.4%
5 差別、差別と騒ぎすぎるので、かえって差別はなくならないと思う	1420	18.0%	35.1%	29.9%	16.5%	0.4%
6 差別発言を耳にした場合、やめるように注意したい	1420	18.4%	61.7%	15.0%	4.0%	0.9%
7 差別をされた人のくやしさを分からなくても仕方ない	1420	3.8%	13.2%	40.9%	41.1%	0.9%
8 人権や差別について、あまり関心がない	1420	4.4%	20.7%	43.2%	31.1%	0.6%
9 ひとり親家族も多様な家族形態の一つであると思う	1420	71.9%	23.6%	2.8%	1.2%	0.5%

表 4

人権全般についての考え方	第1因子	第2因子	共通性
1 差別の原因は、差別をされる人の側にもある(逆)	<b>0.568</b>	0.109	0.335
5 差別、差別と騒ぎすぎるので、かえって差別はなくならないと思う(逆)	<b>0.521</b>	0.075	0.277
7 差別をされた人のくやしさを分からなくても仕方ない(逆)	<b>0.374</b>	0.234	0.195
6 差別発言を耳にした場合、やめるように注意したい	0.062	<b>0.745</b>	0.559
2 人権学習に参加したいと思う	0.173	<b>0.359</b>	0.159
因子寄与率	15.4	15.1	
因子累積寄与率	15.4	30.5	
クロンバックの信頼性係数	0.506	0.436	
因子解釈	<b>差別理解 意識</b>	<b>差別非許容 意識</b>	

因子抽出法: 主因子法

回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

因子分析の結果、2 因子が析出された。

第 1 因子に高い因子負荷量を示しているのは、「1 差別の原因は、差別をされる人の

側にもある(逆)」、「5 差別、差別と騒ぎすぎるので、かえって差別はなくならないと思う(逆)」、「7 差別をされた人のくやしさをわからなくても仕方ない(逆)」の3変数である。これらの3変数は、差別されることの不当性を、何とかしようとする行動に起こさないまでも、少なくとも理解しようという意識と解釈されることから、「差別理解意識」因子と名付ける。

第2因子は、「6 差別発言を耳にした場合、やめるように注意したい」、「2 人権学習に参加したいと思う」という2変数が高い因子負荷量を示している。これら2変数は、差別を許すことができず、なんとかしたいという意識と解釈され、点数が高くなるほど人権意識が高くなることから、「差別非許容意識」因子と名付ける。

差別される人びとの不当性を理解するという「差別理解意識」と、どんな差別も許さないという「差別非許容意識」とが、別の因子となった。

クロンバックの信頼性係数は、「差別理解意識」因子 0.506、「差別非許容意識」因子 0.436 と高いとは言えず、尺度としての有効性を判断するうえでは十分とは言えない。ただし、今回は、尺度としては再検討が必要であることを指摘したうえで、因子分析の結果を用いて尺度を作成する。

「差別理解意識」因子に高い因子負荷量を示す3変数への回答の点数の平均値を「差別理解度」尺度とする。そして、「差別非許容意識」に強い因子負荷量を示す2変数への回答の平均値を求めて「差別非許容度」尺度とする。「差別理解度」も「差別非許容度」も、点数が高いほど人権意識が高いと言える。

#### 4) 結婚についての考え方

表5は、子どもの結婚相手として認めるかどうかを問う設問の度数分布である。

表5

子どもの結婚相手	合計	子どもの意思を尊重する	認めない	周囲の反対があれば結婚を認めない	わからない	無回答
1.1 外国籍・他民族の人	1420	76.3%	4.4%	1.6%	17.0%	0.7%
1.2 本人または家族に障害のある人	1420	62.5%	7.3%	3.0%	26.6%	0.6%
1.3 被差別部落出身の人	1420	61.0%	7.7%	3.5%	27.2%	0.7%
1.4 刑を終えて出所した人またはその家族	1420	24.2%	12.1%	18.2%	44.7%	0.8%

因子分析を行うにあたって、各変数を人権意識の低いほうから高いほうへ1から4の順序尺度とするために、選択肢を、「結婚を認めない」1、「周囲の反対があれば結婚を認めない」2、「わからない」3、「子どもの意思を尊重する」4と並び替える。

表 6 は、因子分析の結果である。

表 6

子どもの結婚について	第1因子	共通性
1.2 本人または家族に障害のある人	0.741	0.550
1.3 被差別部落出身の人	0.658	0.433
1.4 刑を終えて出所した人またはその家族	0.591	0.349
1.1 外国籍・他民族の人	0.566	0.321
寄与率	41.3	
累積寄与率	41.3	
クロンバックの信頼性係数	0.719	
因子解釈	<b>子の結婚・子の意思尊重</b>	

因子抽出法: 最尤法

因子分析の結果、1 因子に収斂し、「子の結婚・子の意思尊重」を意味する因子と解することができる。クロンバックの信頼性係数は 0.719 であり、尺度を構成するうえで問題ないと判断できる。4 変数への回答結果から平均値を「子の結婚・子の意思尊重度」尺度とする。

次の表 7 は、自分の結婚相手として認めるかどうかを問う設問の度数分布である。

表 7

自分の結婚相手	合計	親戚を説得する	結婚はせず	結婚を諦める	わからない	無回答
2.1 外国籍・他民族の人	1420	55.9%	21.2%	4.1%	17.7%	1.1%
2.2 本人または家族に障害のある人	1420	50.0%	18.9%	5.6%	24.6%	1.0%
2.3 被差別部落出身の人	1420	43.2%	20.4%	8.3%	27.0%	1.1%
2.4 刑を終えて出所した人またはその家族	1420	25.1%	12.7%	19.6%	41.3%	1.3%

因子分析をするにあたっては、上記と同様に、選択肢を、人権意識の低いほうから高いほうへ 1 から 4 の順序尺度となるように並び替え、「結婚を諦める」1, 「わからない」2, 「説得はせず結婚する」3, 「親戚を説得する」4 と並び替える。

表 8 は、因子分析の結果である。

表 8

自分の結婚について	第1因子	共通性
2.2 本人または家族に障害のある人	0.829	0.687
2.3 被差別部落出身の人	0.789	0.622
2.1 外国籍・他民族の人	0.718	0.516
2.4 刑を終えて出所した人またはその家族	0.599	0.359
寄与率	54.6	
累積寄与率	54.6	
クロンバックの信頼性係数	0.818	
因子解釈	自分の結婚・親戚説得	

因子分析の結果、1 因子に収斂し、「自分の結婚・親戚説得」に関する因子と解釈することができる。クロンバックの信頼性係数は 0.818 と高く、尺度を構成するうえで問題ないと判断できる。4 変数への回答の平均値を「自分の結婚・親戚説得度」尺度とする。

1 点、補足すると、子どもの結婚相手にせよ、自分の結婚相手にせよ、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」について、反対する人はいずれに対しても反対する傾向にあると解釈される。

##### 5) 「部落差別」に関する考え方

ここからは、個別の人権課題に関する人権意識の尺度を作成する。

まず、「部落差別」に関する考え方についてである。

表 9 は、「部落差別」に関する考え方、7 変数の度数分布である。

これら 7 変数を用いて、尺度化に先立つ因子分析を行う。

因子分析を行うにあたって、すべての変数について点数が高いほど人権意識が高くなるように選択肢を並び替えるため、「3 差別を受けてきた地域の人びとには、なんら差別される理由はない」、「6 部落差別をなくすために啓発活動に力を入れるべきだ」は、選択肢を逆にして、「そうは思わない」1、「どちらかと言えばそうは思わない」2、「どちらかと言えばそう思う」3、「そう思う」4 とする。差別意識が低い意識と解釈される変数には（逆）を付している。